

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則

第1条中「京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「京都市地域リハビリテーション推進センター条例」に、「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に、「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第2条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「つど」を「都度」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「第21条第1項」を「第21条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第3項中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、「(食事の提供たる療養(入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る使用料を除く。)」及び「とし、食事療養に係る使用料の額は、健康保険法第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)」を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「利用の際、」を「センターを利用する際」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項から第4項までを削り、同条を第4条とする。

第6条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

別表中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表特別長期入院料の項を削り、同表備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第1号様式中「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に改め、同様式を別記様式とする。

第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第1条の規定により交付された診察券は、この規則による改正後の京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則第1条の規定により交付された診察券とみなす。

(身体障害者リハビリテーションセンター)